

盛岡市都南地域、紫波町、矢巾町の事業所の皆様へ

令和7年10月1日から
事業所のごみを清掃センターに搬入する際の
ごみ処理手数料が変わります

改定前
10kgまでごとに
105円



改定後
10kgまでごとに120円
※生ごみの処分は据え置き

ごみ処理手数料改定の理由

物価高騰等によるごみ処理経費の増加を踏まえ、公平な負担を図るうえで必要なものであるため改定します。

事業所のごみを出すときは

事業から出るごみは家庭と違いルールが異なります。

事業所から出るごみは産業廃棄物と清掃センターに搬入できる事業系一般廃棄物に分類されます。適正に分別のうえそれぞれの許可を受けている収集運搬業者に委託または施設へ直接搬入してください。

収集業者へ委託している事業者の皆様へ

委託している収集業者に改定内容を確認いただき、ごみ処理に係る料金負担についてご理解ご協力をお願いします。

問い合わせ先 盛岡・紫波地区環境施設組合

TEL019-697-3835

詳しい内容はホームページで確認できます。

<https://mskankyo-iwate.jp/>

